子 発 0331 第 9 号 社 援 発 0331 第 15 号 障 発 0331 第 11 号 老 発 0331 第 4 号 令 和 3 年 3 月 31 日

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中 核 市 市 長

厚生労働省子ども家庭局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長厚生労働省を援護局障害保健福祉部長厚生労働省を健局長の公のの省略の

多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)

福祉ニーズの多様化・複雑化、人口減少といった福祉分野を取り巻く状況が変化する中で、厚生労働省としては、高齢者、障害者、児童等の対象者に関わらず、属性を問わない包括的な支援を提供する仕組みを推進していくこととしている。福祉サービスの提供にあたっては、地域の支援ニーズの現状・将来的変動、人口の状況、まちづくりの方針等を踏まえ、それぞれの地域が介護、障害、子育て、生活困窮の分野毎の支援を展開いただいている。

また、平成29年の通常国会で成立した改正社会福祉法(※1)において、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)に地域福祉推進の理念を規定するとともに、第106条の3にこの理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり(※2)に努める旨を規定した。

さらに、この努力義務の具体化を図るため、昨年の通常国会で成立した改正社会福祉法 (※3)において、法に重層的支援体制整備事業(法第106条の4第2項)を創設してお り、ここにおいても参加支援事業(同項第2号)として、多様な社会参加への支援を行う こととしている。

本通知は、こうした社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際して、 既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等(以下「福祉サービス事業所等」という。)の 地域資源の活用を促進するために、具体的な運用をお示しすることを目的とする。

各都道府県におかれては、貴管内市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く)

に対する周知いただくようお願いしたい。また、各地方公共団体においては、関係機関等 への周知につき配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 号の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- (※1) 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)
- (※2)包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に 応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の 整備
- (※3) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)

記

- 1. 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用の考え方
- (1) 基本的考え方
 - これまで、各分野のサービスを統合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン(平成 28 年 3 月)」や、介護保険サービス事業と障害福祉サービス事業を同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、一方、複雑化・複合化したニーズを抱え、社会との関係性が希薄化した者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できていない狭間のニーズに対応できる地域資源を確保することが必要である。
 - 多様な社会参加に向けた地域資源としては、民間企業や個人商店、地域住民の活動など様々な場の活用が想定されるが、特に、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関するノウハウの発揮や保有する資源の適切な活用を進めていただくことが期待される。
 - 社会資源としての活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用して、本来の業務に支障の無い範囲で、本来の支援対象者とは別に社会参加に向けた支援の対象者(以下「社会参加支援対象者」という。)を受け入れることが考えられる。各地域の実情に応じて、こうした取組が進められるよう、本来の業務に支障が生じない範囲で社会参加支援対象者が利用する場合の考え方を以下のとおり整理する。

(2) 各事業の指定基準等との関係

各福祉サービス事業所等については、それぞれ指定や認定等を受ける事業(以下「指定等事業」という。)の人員、設備及び運営に関する基準(以下「運営基準」という。)

(※)において、利用定員や職員の人員配置等が定められているところ、社会参加支援対象者が利用しようとする場合においても、当該運営基準は遵守されなければならない。また、社会参加支援対象者が利用する支援(サービス)において満たすべき基準がある場合には、当該基準の遵守も必要である。この度、社会参加支援対象者が利用する場合の注意点について、以下のとおり整理したため、お示しする。

なお、通所介護事業所や就労継続支援事業所など、各事業所の営業時間が定まっている事業において、サービス提供時間外や休日に、指定等事業の運営に影響を及ぼさない形態で、指定等事業とは別の事業として社会参加支援対象者に対する支援を行う場合には、下記の取扱いに関係なく支援を実施して差し支えない。

(※) 運営基準の例

- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37号)
- ・「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令 171 号)
- 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号) など

ア 定員基準との関係について

〇 運営基準において、各福祉サービス事業所等の利用定員等について規定されている場合、指定等事業の利用者の人数と、社会参加支援対象者として受け入れる利用者の人数の合計は当該指定等事業の定員の範囲内に収まることとすること。

ただし、指定等事業の実施に支障が無い場合(※)や、災害、虐待その他のやむを 得ない事情がある場合は、この限りではないこと。

(※) 特別養護老人ホーム等において、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事 提供を実施する場合など。

なお、定員及び利用者数の算定方法については、月平均値で管理されている場合は 月平均値で行うなど、それぞれの指定等事業の取扱いに準じて行われたい。

- この場合、社会参加支援対象者の利用については、指定等事業の主目的を逸脱しない範囲として、指定等事業の利用者の利用を優先した上で余力の範囲で行うこと。 したがって、現に指定等事業の利用者又は利用希望者がいるのにも関わらず、指定 等事業の利用者の利用を制限する形で、社会参加支援対象者分の専用受入枠を設定 するような取扱いは認められないものであること。
- 〇 なお、指定等事業の運営基準等において、指定等事業の対象者以外の利用について 人数の制限等が設けられている場合は、社会参加支援対象者の受け入れも当該人数

の範囲内で行うこととなるので留意されたい。

イ 人員配置基準との関係について

- 社会参加支援対象者の支援について指定等事業の業務に従事する職員以外の者に よって行われる場合など、指定等事業の職員が社会参加支援対象者の支援業務に関 与しない場合には、指定等事業の職員配置は、指定等事業の利用者数に応じて行わ るものである。
- 運営基準上、利用者数に応じた職員配置が求められている場合であって、指定等事業の職員が指定等事業の利用者の支援とあわせて社会参加支援対象者の支援に関わる場合には、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援の利用者の人数の合計数に応じた職員配置が行われていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに人員配置基準の設定を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきものではない点に留意すること。

- また、例えば、「指定事業所の従業者は専ら当該事業所の業務に従事する者でなければならない」など職員専従規定が設けられている場合でも、「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」との例外規定が設けられている場合には、上記の利用者数に応じた職員配置が行われていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。
- 〇 なお、職員専従規定について例外規定が設けられていない場合には、当該専従職員については、社会参加支援対象者の支援業務にあたることは認められないため、社会参加支援対象者の支援業務については、当該事業所の専従職員以外の者又は当該事業所の職員以外の者(※)において対応する体制を整える必要があること。
 - (※) この場合、当該事業所の職員以外の者が指定等事業の利用者の支援にあたることはできないこと。

ウ 設備基準との関係について

○ 事業所等の定員の範囲内での受け入れとなることから、運営基準上、面積基準などに定めがある場合は、指定等事業の利用者の人数と社会参加支援対象者の人数の合計に対応する水準で必要な設備が確保されていること。

なお、指定等事業によっては利用者の年齢など一定の区分ごとに設備基準の設定 を求めている場合があり、単に施設全体の利用者の合計数のみを考慮すべきもので はない点に留意すること。

O また、設備基準において、例えば、「指定事業所の設備については専ら当該事業所の事業の用に供するものでなければならない」など設備の専有規定が設けられている場合でも「ただし利用者の支援に支障が生じない場合はこの限りではない」などの例外規定が設けられている場合には、上記の定員に応じた設備基準が満たされていれば、支援に支障が生じないものとして取り扱って差し支えない。

(3)報酬・委託費等との関係について

- ア 利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合
 - 社会参加支援対象者への支援については指定等事業の報酬算定対象外となることから、社会参加支援対象者を受け入れた場合でも、指定等事業の利用者数に応じて報酬を算定すること。

なお、別途、社会参加支援対象者の受入れに係る費用等の支払いを受けた場合、 当該費用は指定等事業に対する支払いではないことから、指定等事業において請求 する報酬と調整を行う必要はないこと。

O また、指定等事業の実施について補助金等が交付される事業のうち、補助金等の金額の算定が指定等事業の利用者数に応じて行われるものについても、報酬算定の場合と同様に、補助金等の算定は指定等事業の利用者数に応じて算定され、社会参加支援対象者の受け入れに係る費用等の支払いを受けた場合でも、補助金等の調整を行う必要はないこと。

イ 事業全体の運営費として委託費等が算定されている事業の場合

- 〇 事業実施に係る委託費等について、運営費の年額など事業費全体に対して交付されている事業については、もともと利用者数によって金額の変動がないものであることから、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して社会参加の利用者を受け入れても、委託費等の算定上において金額の調整を行う必要はないこと。
- O ただし、この場合、社会参加支援対象者の受入れに際し、市町村や社会参加支援対象者等から別途費用等の支払いを受けることは、委託費等の重複支給となることから認められないものである。仮に、社会参加支援対象者等から委託費等との重複支給となるような利用料の支払いを受ける場合(※)には、委託費等の算定において当該利用料分を除くなど金額の調整が必要となるものであること。
 - (※) 指定等事業においても利用者が自己負担している費用など、委託費の対象外経費の支払いを受けることは可能。

ウ 児童入所施設措置費の場合

- O 児童入所施設措置費については、入所児童への支援を行う施設に対して支払われるものであるが、事務費は入所児童数によらず、認可定員数(または暫定定員数)に応じて支払われるものであり、上記(2)の内容を踏まえ、本来の事業の実施に支障がない範囲で、空き定員等を活用して入所児童とは別に社会参加支援対象者を受け入れても差し支えないが、その場合、事務費と重複する目的で社会参加支援対象者の受入れ費用が別途交付される場合には、当該収入を差し引いた額を児童入所施設措置費として支払うものとする。
 - また、児童入所施設措置費の額の算定に際し、算定の基礎となる認可定員(暫定)

定員)及び入所児童数の設定には、社会参加支援対象者を含めないこと。

(4) 施設整備等に係る財産処分との関係について

ア 財産処分に該当しない場合

- 〇 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22 条の規定に基づき、補助金等の交付を受けて取得した財産については、各省庁の長 の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して転用などの財産処分をしてはな らないこととされているが、社会参加支援対象者の利用形態が、一時使用に該当す る場合については、財産処分に該当せず、承認手続は不要である。
- 一時使用に該当する場合とは、
- ・施設等の業務時間外や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的 に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合のほか、
- ・施設等の業務時間内であっても、本通知の上記(2)の整理に基づき、定員に空きがある場合において、指定等事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に社会参加支援対象者が施設等を利用する場合も該当する。
- この場合の一時使用とは、本来の事業目的として使用している施設について、本来 の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合のことをいうもので あり、本来の事業目的として使用しなくなった施設を他用途に使用する場合や、他 の用途に使用することによって本来の事業目的に支障をきたす場合には、財産処分 に該当し、財産処分の承認を得なければならない。
- O なお、指定等事業の運営基準等によって指定等事業の対象者以外の利用が認められている場合や、地域住民等との交流を目的として整備されたスペースを指定等事業の対象者が利用する場合は、事業目的の範囲内での利用であり、財産処分には該当しない。

イ 財産処分手続が必要となる場合

- 補助金等の交付を受けて整備された施設等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるため、本来の事業を廃止又は事業規模を縮小して、社会参加支援対象者を受け入れる場合は財産処分手続を行わなければならない。
- この場合、指定等事業の定員に常時空きが生じており、継続的に定員の2割以上の 社会参加支援対象者を受け入れる場合には、本来の事業の規模を縮小して他の用途に 使用しているものとして、財産処分手続が必要となる。
- 〇 なお、財産処分に当たっては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分 承認基準」に基づいて必要な手続を行うこととなるが、地方公共団体が行う経過年数 10年以上である施設等に係る財産処分などについては、申請手続の特例(包括承認事 項)として、厚生労働大臣等への報告によって承認があったものとする弾力化措置が 講じられているほか、国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の基準が設けら

れている。

○ 今回、重層的支援体制整備事業の創設に当たって、既存補助財産について重層的支援体制整備事業を実施する施設として転用等を行う場合にも、上記の申請手続の特例 措置の対象として加えることとしているため、当該措置に該当する財産処分を行う場合には、必要な手続を行われたい。

※ 財産処分に関する各局長名通知

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日雇児 発第 0417001 号雇用均等・児童家庭局長通知)
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日社援 発第 0417001 号社会・援護局長通知)
- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成 20 年 4 月 17 日老発 第 0417001 号老健局長通知)

なお、上記ア、イの財産処分に関して、厚生労働省以外の他省庁の補助金等の交付を受けて取得等をした財産については、当該省庁の財産処分規定が適用されることに 留意されたい。

2 多様な社会参加に向けた福祉サービス事業所等の活用方法

- (1) 社会資源の確保に向けた取組
 - ア 市町村における支援ニーズの把握及び社会資源の確保
 - 社会参加支援対象者の利用の可否や事業所における支援内容等については、それ ぞれ社会参加支援対象者のニーズと各福祉サービス事業所等における意向等を踏ま えて個別に判断されるものである。各市町村においては、個々の支援対象者のニーズ や地域における福祉サービス事業所等の状況等を踏まえて、社会資源の確保等を積極 的に図られたい。

一方、その際には、各福祉サービス事業所等の特性等を踏まえて利用者とのマッチングを行うなど、本来の事業実施に負担が生じないよう配慮する必要がある。特にDV被害者等の入所施設などで施設所在地等の秘匿性が求められる場合には、社会参加支援としての活用は慎重な判断を要すると考えられるが、仮に活用する場合は、社会参加支援の利用者についても、情報の秘匿を求めることにも留意されたい。

イ 社会福祉法人の活用による地域における公益的な取組

〇 社会福祉法人には、社会福祉法第 24 条第 2 項の規定に基づき、「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、その公益的性格に鑑みて、法人が行う事業の利用者への対応のみならず、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、新たな地域ニーズに対して積極的

に対応していくことが求められている。

- 「地域における公益的な取組」は、地域ニーズを踏まえ新たに社会福祉事業又は公益事業を行うことのほか、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働する場の創出など、地域住民の相互のつながりの強化を図る取組も該当することとされている。
- 社会参加支援に向けた取組も、地域における公益的な取組に含まれうるものであることから、社会福祉法人が設置する福祉サービス事業所等においては積極的な取組 を期待するものである。そのため、各都道府県及び市町村においては、社会福祉法人 に対して、本通知の周知や社会参加支援の取組実施の協力への依頼等を行われたい。
- (2) 多様な社会参加への支援に向けた福祉サービス事業所等の活用例

社会参加支援として福祉サービス事業所等を活用する際の具体例については次のとおりである。この具体例についてはあくまでも活用の例であるので、各自治体においては、個々の支援ニーズ等に応じて例示以外の活用方法についても検討し、地域資源の確保に努められたい。

①入所施設・居住系サービスの場合

居住に課題を抱える者(※)につき、入所施設等に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で入所者等として受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な入所施設等については別紙1参照)

(※) 「居住に課題を抱える者」とは、例えば、一定程度の所得がある視覚障害者のほか、次のような、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百十二号)第2条に定める「住宅確保要配慮者」が考えられる。

<住宅確保要配慮者>

- ① 低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)、
- ② 被災者 (発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者
 - ・ 外国人等(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等)
 - ・ 東日本大震災等の大規模災害の被災者 (発災後3年以上経過)
 - 都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

<活用例>

- ・養護老人ホームにおいて、居住に課題を抱える者への支援のため、措置入所者以外に、空床を活用し契約による入所を実施する。(収容の余力がある場合に限り、取扱人員総数の20%以内で認められる。)
- ・特別養護老人ホームにおいて、空きスペースを活用して、子どもの学習支援や食事 提供を実施する。
- ・自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)において、専門的なノウハウを活用した 子育て支援や、思春期問題等の相談を行う等、若者への支援を実施する。

②通所事業所、③多機能系事業所の場合

社会参加・日常生活に課題を抱える者につき、日中を過ごす場として、通所事業所や多機能系事業所に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な施設については別紙1参照)

<活用例>

・保育所等の空きスペースを活用して、地域の子育て世帯等が集う場等を設ける。

④就労支援施設の場合

就労に課題を抱える者につき、就労等に向けた活動を行う場として、就労支援施設に空きがある場合に、本来の業務に支障がない範囲で受け入れられること。また、空きスペースを他分野の支援に活用できること。(主な施設については別紙 1 参照)

<活用例>

- ・生活困窮者の就労支援を行っている事業者において、経済的な困窮状態にないひ きこもり状態にある者に対して就労支援(就労準備支援)を実施する。
- ・就労継続支援B型事業所において、障害者総合支援法に基づくサービスの支援対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する。

(別紙1) 各制度の人員基準、設備基準等(主なもの)

※ 本表は社会参加支援として活用が想定される主な施設等を掲げたものであり、本表に記載のない 社会福祉施設等について活用ができないものではない。

① 入所施設 (短期入所を含む)・居住系サービス

© 747778BB	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
特別養護老人亦一選老人(介護老人	・健康等では、 ・健康等では、 ・健康等をできる。 ・健康等をできる。 ・健康等をできる。 ・健康等をできる。 ・は数がする。 ・は数がする。 ・は数がする。 ・は数がする。 ・は数がする。 ・は数がする。 ・は、 ・機と、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は、 ・は	居堂室所室看訓洗場介室必 本、集洗医介職室室汚材のな 主、集洗医介職室室汚材のな を、集洗医介職室室汚材のな を、強、調室機室運動場では を、備、員、談洗理、運 を、備、員、談洗理、運 を、備、資、談洗理、運 を、でい所が可 を、でい所が可 を、でい所が可 を、でい所が可	特別養の設定を表現のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大	介護報酬 要介護度に応じた基本報子 はた基本である。 中分に関する は、一般では、 ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を ・一を	老健局高齢者支援課
短期入所生 活介開定 員】 20人以と (併設の人 合満とすできる)	・医師(1人以上) ・生活相談員(利用者 100人につき1人以 上。うち一人は常 勤。) ・介護職員又は看護師 又は看護師 ス人に一人は「利用者 3人に一人は常勤) ・栄養計練指導員(1 以上) ・機能訓練指導員(1 以上) ・調理員その他の従業 者	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	指定 ままり ままり ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま まま	介護報酬	老健局認知症施 策·地域介護推 進課
養護老人ホーム	・医師(入所宿養上の 健康管理及び療養に対し 指導を行うために対し ・支援員(入所者の数が 15 又はその以上) ・看護職員(入所者数が 15 又はその以上) ・看護職員(入所の以上) ・看護職員(入所の以上) ・をはて1以上) ・栄養士(1以上) ・学様士(1以上) く専従規定マ ・従ればない。	居堂室所室室室物室の備を設ける。、浴便調職洗、室のなり、浴便調職洗、室のなり、一次のでは理事営を、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	養護老人ホームの設定関する 選営に関和 基準(年七月ー日)	措置費	老健局高齢者支援課

	・ただし、入所者の処 遇に支障がない場合は 兼務可	・ただし、入所者 の処遇に支障がな い場合は兼用可			
ケアハウス (軽費老人 ホーム)	・生活相談員(入所者 の数が 120 又はその端 数を増すごとに 1 以 上) ・介護職員(入所者 30 人以下の場合は 1 以上 等) ・栄養士 (1 以上) ・事務員 (1 以上)	居室、誤 案室、談話室、 文は集会室 食堂、(は) を で、ない。 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、ので、 で、で、 で、で、 で、で、	軽費老人ホー ムの設備及び 運営に関する 基準(平成20 年	運営費	老健局高齢者支援課
	<専従規定> ・従業者は専従でなければならない。 ・ただし、入所者の処遇に支障がない場合は兼務可				
認知症がルーは認知は、一切を受けるである。 では、これを受ける できます できます いっぱい はい	・管理者 共同生活住 ・代表者 ・介護性活体の ・介護性に ・では ・ででは ・介護性に ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・ででは ・でで	・ 原 3 9 年 3 日 3 下 3 年 3 日 3 下 6 年 3 9 年 3 日 3 下 6 年 5 年 5 年 5 年 5 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7	指型事設に(月働号指型一の及に着せるたなに(月働号指型事設に(月働号指型一の及び指型一介め支関平1省)定分業備関平14令・地護ス員運定介ビ護の援す成日令域ビ人びる18厚第一域予の、営地護ス予効のる18厚第密ス員運基年生4 密防事設並域予に防果方基年生6高の、営準3労 着サ業備び密防係の的法準3労	介護報酬 要介護度に応 じた基本報酬 +加算	老健局認知症施策・地域介護推進課
障一(援※ビ型ー型ー型ー型・サ括中支部利類のようである。 せいじゅう でんじん はんじん はんしん サボー サボリカ リカ リ	・管理者 ・サービス管理責任 者:利用者30人増す は1、以降30人増す 毎に1 ・世話人6:1以上 (日中サリント) ・生活支援型は5:1支援区がで、2.5:1~9:1 (外部サービス利用型は配置不要) く専従規定>	・共員2~10人以2 一共員2~10人以2 一大時間では10人以2 一大時間で10人以2 一大時間で10人以2 一大時間で10人ので10人ので10人ので10人ので10人ので10人ので10人ので10人の	「障生生にめづサの営作 育活活を援法障ビ備関平生百 者が総す律害ス及す成労七 日社合るに福事びる十働十 中、大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	障害報酬 基本報酬+加 算	障害保健福祉部 障害福祉課

	・サービス管理責任	※家庭的な雰囲気			
	者、世話人及び生活支	の下で生活する障			
	援員は専従でなければ	害者の住まいであ			
	ならない。	るため、高齢者			
	ただし、利用者の支	等に対する類似の			
	援に支障がない場合は	サービスである 認			
	兼務可。	知症対応型共同生			
	│ ^{承伤可。} │・管理者は専従でなけ				
		活介護との設備の			
	ればならない。	共用は可能。			
	ただし、管理上支障	4 + + + + + + >			
	がない場合は兼務可。	<専有規定>			
		・居室のみ専有で			
		なければならな			
		い。			
児童養護施	• 児童指導員	・児童の居室(1	児童福祉施設	児童入所施設措	子ども家庭局家
設	・保育士(O・1 歳児	室の定員4人以	の設備及び運	置費等国庫負担	庭福祉課
	1.6:1、2歳児 2:1、	下、1 人 4.95 ㎡以	営に関する基	金	
	3歳以上幼児 4:1、小	上、乳幼児のみは	準 (昭和 23 年	措置費(事務	
	学生以上 5.5:1、45	定員6人以下、1	厚生省令第63	費+事業費)	
	人以下の施設は更に1	人 3.3 ㎡以上、年	号)	・事務費=保護	
	人追加)	齢に応じて男女別	第8条、第41	単価×定員	
	• 嘱託医、個別対応職	とする)	条、第 42 条	・事業費=単価	
	員、家庭支援専門相談	· 相談室		×措置児童数	
	員	• 調理室		74 - 20 - 27	
	・栄養士(40人以下の	· 浴室			
	施設は配置なしも可)	• 便所(男女別、			
	・調理員(調理業務を	少数の児童の場合			
	全部委託する場合配置	を除く)			
	エ印安記する場合配置 なしも可)	・医務室及び静養			
	なしも可/ ・看護師(乳児がいる	室(児童 30 人以上			
	場合 乳児 1.6:1) 、	の場合)			
	心理療法担当職員(必	・職業指導に必要			
	要な児童が 10 人以上	な設備(年齢、適			
	いる場合)、職業指導	性等に応じて設			
	員(職業指導を行う場	置)			
	合)	<専有規定>			
	<専従規定>	・他の社会福祉施			
	・他の社会福祉施設を	設を併せて設置す			
	併せて設置するとき	るときは、必要に			
	は、必要に応じて職員	応じて設備の一部			
	の一部を兼務すること	を兼ねることがで			
	ができる。	きる。			
	・ただし、入所してい	・ただし、居室及			
	る者の保護に直接従事	び特有の設備は兼			
	する職員は兼務不可。	用不可。			
母子生活支	• 嘱託医	•母子室(30m2	児童福祉施設	児童入所施設措	子ども家庭局家
援施設	・母子支援員(母子 10	以上)、集会、学	の設備及び運	置費等国庫負担	庭福祉課
	世帯以上 20 世帯未満	習等を行う室及び	営に関する基	金	
	を入所させる母子生活	相談室を設けるこ	準 (昭和 23 年	│ │ 措置費(事務	
	支援施設においては2	المالية	厚生省令第 63	費+事業費)	
	人以上、母子 20 世帯	・母子室は、これ	号)	事務費=	
	以上を入所させる母子	に調理設備、浴室	第8条、第26	保護単価×施設	
	生活支援施設において	及び便所を設ける	条	床設平価へ施設 定員	
	は3人以上)	ものとし、一世帯	A	~~	
	- ・少年指導員(母子 20	につき一室以上と			
	世帯以上を入所させる	すること。			
	世市以上を入げさせる	りること。			

Г					Τ
	母子生活支援施設にお	・乳幼児を入所さ			
	いては、2人以上)	せる母子生活支援			
	・調理員又はこれに代	施設には、付近に			
	わる者	ある保育所又は児			
	<専従規定>	童厚生施設が利用			
	・他の社会福祉施設を	できない等必要が			
	併せて設置するとき	あるときは、保育			
	は、必要に応じて職員	所に準ずる設備を			
	の一部を兼務すること	設けること。			
	ができる。	・乳幼児 30 人未満			
	・ただし、入所してい	を入所させる母子			
	る者の保護に直接従事	生活支援施設に			
	する職員は兼務不可。	は、静養室を、乳			
		幼児 30 人以上を入			
		所させる母子生活			
		支援施設には、医			
		務室及び静養室を			
		設けること。			
		<専有規定>			
		・他の社会福祉施			
		設を併せて設置す			
		るときは、必要に			
		応じて設備の一部			
		を兼ねることがで			
		きる。			
		・ただし、居室及			
		び特有の設備は兼			
		用不可。			
乳児院	※最低基準	※最低基準	児童福祉施設	児童入所施設措	子ども家庭局家
	(乳児 10 人以上)	(乳児 10 人以上)	の設備及び運	置費等国庫負担	庭福祉課
	・小児科の医師又は嘱	・寝室(乳幼児一	営に関する基	金	
	託医、個別対応職員、	人につき 2.47m2 以	準 (昭和 23 年	措置費(事務	
	家庭支援専門相談員	上)、観察室(乳	厚生省令第63	費+事業費)	
	・看護師又は保育士又	児一人につき	号)	事務費=	
	は児童指導員(乳児	1.65m2以上)、診	第8条、第19	保護単価×定員	
	1.6:1(7人以上。	察室、病室、ほふ	条~第22条	+保護単価×措	
	看護師は乳児 10 人で	く室、相談室、調		置児童数	
	2人以上、以下10人	理室、浴室及び便	l		1
	l '	垤主、冶主及び使			
	毎に1人))	所を設けること。			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等	所を設けること。 (乳児 10 人未満)			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満)	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専 門相談員	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又 は児童指導員(7人以	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又 は児童指導員(7人以 上。ただし看護師1人	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき 2.47m2 以上) 及び			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(7人以上。ただし看護師1人以上)	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき 2.47m2 以上) 及び 相談室を設けるこ			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(7人以上。ただし看護師1人以上) ・調理員又はこれに代	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき 2.47m2 以上) 及び 相談室を設けるこ と。			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員(7人以上。ただし看護師1人以上)	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき 2.47m2 以上) 及び 相談室を設けるこ			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員であるただし看護師1人以上) ・調理員又はこれに代わる者 く専従規定〉	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用のき 9.91 m2 以上としつき 3.47m2 以上)及び 相談室を設けること。 47m2 な設けること。 47m2 を設けること。 もの社会福祉施			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医して、家庭支援等 門相談師が選手をは、第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用の室 (一室につき 9.91 m2 以上とし、乳 幼児一人につき 2.47m2 以上) 及び 相談室を設けるこ と。 〈専有規定〉			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医、家庭支援専門相談員 ・看護師又は保育士又は児童指導員であるただし看護師1人以上) ・調理員又はこれに代わる者 く専従規定〉	所を設けること。 (乳児 10 人未満) ・乳幼児の養育の ための専用のき 9.91 m2 以上としつき 3.47m2 以上)及び 相談室を設けること。 47m2 な設けること。 47m2 を設けること。 もの社会福祉施			
	毎に1人)) ・栄養士、調理員等 (乳児10人未満) ・嘱託医して、家庭支援等 門相談師が選手をは、第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	所を設けること。 ・乳幼児のののでは、 ・乳幼の専にとにして、 ・乳ののでは、 ・乳ののでは、 ・乳ののでは、 ・乳ののでは、 ・乳ののでは、 ・乳ののでは、 ・乳のでは、 ・、これでは、 ・ 、これでは、 ・ 、、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、			
	毎に1人)) ・栄養10人未満) ・開見10人未庭支援専門相談所属 ・精護師又は保育7年 は児童をはいる。 は別りまではいる。 は別りまではいる。 は別りまではいる。 は別りまではいる。 は別りまではいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。 はいる。	所を設けること。 (乳別の事ののでは、 (乳別の事のでは、 (乳別の事のでは、 (乳別の事のでは、 (1)のでは、 (1			

-	<u></u>	T	1	1	
	・ただし、入所してい	・ただし、居室及			
	る者の保護に直接従事	び特有の設備は兼			
	する職員は兼務不可。	用不可。			
自立援助ホ	(入居定員6人以下の	(1)日常生活を	児童福祉法第	児童入所施設措	子ども家庭局家
ーム(児童	場合)	支障なく送るため	6条の3第1	置費等国庫負担	庭福祉課
自立生活援	・指導員3人以上。た	に必要な設備を有	項、第33条の	金	
助事業)	だし、指導員を2人以	し、職員が入居児	6	措置費(事務費	
【入居定	上配置している場合に	童に対して適切な	児童自立生活	+事業費)	
員】	は残りの員数を補助員	援助及び生活指導	援助事業(自	事務費=保護単	
・5人以上	をもって代えることが	を行うことができ	立支援ホー	価×施設定員	
20 人以下	できる。	る形態であるこ	ム)の実施に		
	(入居定員7人以上の	と。	ついて		
	場合)	(2)個々の入居			
	・指導員を4人以上。	児童の居室の床面			
	以降入居定員が7人か	積は、一人当たり			
	ら3人増える毎に指導	4.95 ㎡以上とする			
	員を1人加えて得た人	こと。なお、一居			
	数以上。ただし、指導	室当たりの入居児			
	員数から1を減じた数	童はおおむね2人			
	以上指導員が配置され	までとすること。			
	ている場合には、残り	また、男子と女子			
	の員数を補助員をもっ	は別室とするこ			
	て代えることができ	ا کی			
	る。	(3)居間、食堂			
	<専従規定なし>	等入居児童が相互			
		交流することがで			
		きる場所を有して			
		いること。			
		(4)保健衛生及			
		び安全について配			
		慮されたものでな			
		ければならないこ			
		ا کی			
		こ。 <専有規定なし>			
		1 1775172 0 0 0			
保護施設	救護施設(30人以	救護施設(30人)	生活保護法	運営費:	社会・援護局保
(救護施	上)施設長、医師、生	以上)居室(3.3	(昭和 25 年法	措置費+施設事	護課
設、更生施	活指導員、介護職員、	m以上、原則4人	律第 144 号)	務費・事務委託	
設、医療保	看護師又は准看護師、	以下、静養室、食	第 38 条第 1 項	費における加算	
護施設、授	栄養士、調理員	堂、医務室、作業	第1号~第5	(※医療保護施	
産施設、宿	・更生施設(30人以	室又は作業場、事	号	設については診	
所提供施	上)施設長、医師、生	務室、面接室等	7	療報酬)	
設)	工/ 施改及、医師、工 活指導員、作業指導	· 更生施設(30 人		没	
1人	日本語等は、日本語等のでは、日本語等のできます。	以上)居室(3.3		改備員: 社会福祉施設等	
	│貝、有護師又は准有護 │師、栄養士、調理員	成工/店主(5.5 ㎡以上、原則4人		社会福祉施設等 施設設備国庫補	
		以下、静養室、食		施設設備国庫桶 助金	
	· 授	│ 以下、貯食主、艮 │ 堂、医務室、作業		別亚	
	工/ 爬放女、IF采相等 員	室、医務室、1F来 室又は作業場、事			
	^貝 ・宿所提供施設(30 人	至久161F未物、争 務室、面接室等			
	以上)施設長	粉至、血按至守 ・授産施設 (20 人			
	火土 / 旭故女	・授産施設(20 入 以上)作業室、作			
		業設備、食堂、事			
		務室等 - 安託提供施訊			
	/ 声グセウト	・宿所提供施設			
	<専従規定> ・贈号は東従でなけれ	(30 人以上) 居室			
	│・職員は専従でなけれ │ばならない。	(3.3 ㎡以上)、			
	194546.0				
		i e	i e	i e	i contract of the contract of

	・ただし、支障がない 場合は兼務可。	炊事設備、面接 室、事務室等 <専有規定> ・設備は専有でなければなら支に ければなら、支障がない。 ・ただし、支所がない場合は兼用 可。			
無料低額宿 泊所(日常 生活支援を含 む。)	施設長 職員 入居者の数及び 提供するサービスの内容に応じた適当数 <専従規定> ※日常生活支援住居施設に限る。 ・生活支援提供責任者はずない。	居室(個室、原則 7.43 ㎡以上)、炊 事施設等 <専有規定> ・設備は専有でなければならない。 ・ただし、支障がない場合は兼用可。	・社会条第 第8号 ・無所の選準 ・無所の選準 ・無所の選準 ・無所の選準 ・無所の選準 ・無所の選準 ・無所の選準 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	設備費: 社会福祉施設等 施設設備国庫補 助金	社会・援護局保護課

②通所事業所

	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
通所介護	① 1 名 (常 名) 以 1 名 (常 名) 以 1 名 (常 名) 以 1 名 (常 名) 以 1 名 (常 名) 以 1 等	・食室、機能訓 練室室、機能訓 ・食室室、機能 ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の ・消の	指定 学の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	介護報酬 大調	老健局認知症施策・地域介護推進課
放 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ は に し 身 通 合 に に に に の 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	・児童指導員、保育士 又は障害福祉サービス 経験者(1名以上は常 勤) (障害児の数が10名 までの場合)2名以上 (障害児の数が10名 を超える場合)2名 に、障害児の数が10	・指導訓練室 ・放課後等デイ サービスの提供 に必要な設備及 び備品等 <専有規定>	児童福祉法に基 づく指定通の 場に 関する基 営に 関する基 (平成 24 年 2 月 3 日厚 2 省 令第 15 号)第	障害児通所給付 費(基本報酬+ 加算)	障害保健福祉部 障害福祉課

	を数え※ ・任以・(合・ア3・ く・保一発専ば超をて らス(日る児者上機機)看を年管 専基育ビ達従なちご数3害者5経可達名勤練練 員場以 定児は験管任い又と以年福は年過)。支以)担を (合降 〉童障者理)。はに上4祉対3措 援上 当行 医)) 指害及責でのを か一外3に 理1 員場 的和 資福び任なのを かー外3に 理1 員場 的和 、サ童はれまける。	・設備を () はずなだまり・ではいたですいでするいでは、にのないです。・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいですり・ではいではいですり・ではいではいですり・ではいではいいですり・ではいではいいではいいではいいではいいですり・ではいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	66条、第 67条、第 68条		
生活介護	・・て理行・介上・療て必止う護数・活以・(下者数え ※士活定門のでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	・室面目営 〈・目のな可・はばだ支い可訓、所的に 専相的支い能そ専なし援場・談便そ要 規室はに合 他でな利支は作室所のな 定及利支は のない用障兼 、、他設 〉び用障兼 設け。者が用業、、他設 〉が用障兼 設け。者が用	障活をすに害の員営(生七書及総合基福事、に平労十一の会にの指一の及る八令の指一の及る八令の指一の及る八令の指一の及る八令の指一のない。選挙軍事生活援律では、選挙軍百	障害では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	障害保健福祉部障害福祉課

	に、利用者の平均障: 支援区分にが6:1 ~3:1) ※生活支援員とサービス管理責任者は1人とでです。 ・従業者は2トででは、からではでいる。 ・だでしているができる。 ・ただでしているができる。 ・ただでは、利用のでは、からでは、からでは、からでは、からでは、からにでは、からにできる。				
保育所	・ 日本 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(・㎡上・㎡上・室 (・室児・(数あに所・(か・の常災備く・施置必備るる・の可満乳×)ほ×)医、 満保(数屋3.以る代で調児か軽消口害 専他設す要のこ。た設。2児乳 ふ乳 務便 2育1.以外3.以屋わも理童わ便火そに 有のをるに一と だ備歳室幼 く幼 室所 歳室98上遊㎡。外る可室のら消器の必 規社併と応部が しは歳に児 室児 、 以・㎡)戯×付遊べ。、年ず化具他要 定会せきじをで 、兼満1.数 (数 調 上遊㎡ 場幼近戯き 便齢必器、非な >福てはて兼き 特用)65以 3.以 理)戯× 児に場場 所に要等非常設 祉設、設ね 有不	児童福 び運 準 年 年 33 年 32 条 32 条 32 条 32 条 32 条 33 条	運格基設域童支+ 施所営 おが区数給各 設整 がのの ない のでは はいます がいのの ない のでは はいます がいのの ない のでは ない のです がいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます は	子ども家庭局保育課

③多機能系事業所

小規模多機	・管理者	・居間、食堂、	指定地域密着型	介護報酬	老健局認知症施
能型居宅介	・代表者	台所、宿泊室、	サービスの事業	要介護度に応	策・地域介護推
護	・介護・看護職員(日	浴室、消火設備	の人員、設備及	じた基本報酬	進課
【利用定	中:通いの利用者 3	等	び運営に関する	+サービ	
員】	人に1人+訪問対応1	※居間及び食堂	基準	ス、体制に関す	
1事業所	人	は機能を十分に	(平成 18 年 3 月	る加算	
の登録定員	夜間:夜間・深夜の	発揮しうる適当	14 日厚生労働省		
は 29 名以	勤務を行う者1人+宿	な広さ	令第 34 号)		
下	直1人	※宿泊室は 7.43	1-21		
「通い」	・介護支援専門員1人	m ² 程度でプライ	指定地域密着型 指定地域密着型		
の利用定員		バシーが確保で	介護予防サービ		
は登録定員		きるしつらえ	7.1 12.2 7 17.7		
の2分の1			スの事業の人		
~15名の			員、設備及び運		
範囲内(一			営並びに指定地		
定の要件を			域密着型介護予		
満たす場合			防サービスに係		
は最大 18			る介護予防のた		
名)			めの効果的な支		
・「泊ま			援の方法に関す		
り」の利用			る基準 (平成 18		
定員は通い			年3月14日厚生		
の利用定員			サック・バロダエ 労働省令第36		
の3分の1			号)		
~9名の範			7/		
囲内					
ETI 1.3					

4)就労支援施設

	人員基準	設備基準	法的根拠	補助方法	担当部署
就爱	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・室 (洗・他に設善く・目のな可・はばだ支い可訓、多面消の 際備善専相的支い能そ専なし援場。相的、設非で善規室はに合善他でな利支は作談室 備常必 定及利支は のない用障兼業室)便そ災要 >び用障兼 設け。者が用業室、所の害な 多者が用 備れたのな	障活をすに害の員営(生七害及総る基福事、に平労十者び合たづ社等設関成働一日会にの指一の及る八令)は生支法定ビ人び基年第	障害 実践 ()	障害保健福祉部障害福祉課

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など) ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築す るため、1相談支援、11参加支援、11地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する

〇新たな事業は実施を希望する市町村の手あげこ基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、 ${f I} \sim$ **{f m}**の支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、 **交付金を交付**する。

(参考) モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



※1~皿の3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

19

新たな事業における3つの支援の内容

子ども(利用者支援事業)

困窮(生 活困窮者自立相談支援事業)の<u>相談支援に係る事業を一体として</u> 実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施 ○ 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、

- ○以下の3つの機能を強化
- ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなが ①<u>多機関協働の中核の機能(</u>世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能) り続ける伴走支援を中心的に担う機能
- ○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施 するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため |※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の 開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど 社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
 - ※2) 就労支援、見守小等居住支援 など
- ○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向 共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社 ○介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援 センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための 会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の 場を確保する地域づくりに向けた支援を実施 せず、段階的で時間をかけた支援を行う

りに向けた支 日 も扱びく

- ○以下の場及び機能を確保
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出す<u>コーディネート</u> 機能 ①住民同士が出会い参加することのできる<u>場や居場所</u>

◇Ⅲを通じ、 · 継続的な伴 ·多機関協働 による支援 走支援

※ 大援プラン

関協働と一体 の作成(多繊 的に実施

支援 * たな 83 17 8 を

H

〇社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)※令和 3 年 4 月施行分

(包括的な支援体制の整備)

- 第 106 条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
 - 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互 に交流を図ることができる者に対する支援、拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の 地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及 び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関す る事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の 支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 (略)

(重層的支援体制整備事業)

- 第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項 各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うこと ができる。
- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく 事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する 支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備す る事業をいう。
 - 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲 げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
 - ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業
 - 二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、 支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報

<u>の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを</u> 行う事業

- 三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの
 - ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業
 - ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲 げる事業
 - ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業
- 四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の 支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機 的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対 する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括 的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3~5 (略)

- 〇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) (財産の処分の制限)
- 第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省 各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、 又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(別紙4)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ(令和元年12月26日)

- Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方
 - 3 参加支援
 - (1) 社会参加に向けた支援の現状と今後の方向性
 - 〇 課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯 定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。
 - 誰しも、雇用労働に限らず社会の一員としての役割を果たすことで、自分自身やその人生を肯定できるという側面がある。これを踏まえれば、自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要である。
 - そのためには、相談支援と一体として機能し、多様な社会参加に向けた支援の機能を確保する ことが求められている。
 - 〇 この点、社会参加に向けた支援については、介護、障害、子ども、生活困窮など属性毎の制度 においても、それぞれの属性の特徴に対応した支援を充実させている。断らない相談支援で浮か び上がったニーズへの対応は、既に社会参加に向けた支援を担っているこれらの既存制度による 支援と十分連携しながら行う必要がある。
 - 〇 一方、支援の実践では、本人・世帯の課題の複合化・複雑化の結果、単一の属性の支援だけで は十分な解決が図れない事例や、社会とのつながりが希薄化した状態が長期化した結果、丁寧で 段階的な支援が必要となっている事例など、個別性が高まり狭間のニーズが生まれつつある状況 である。このため、新たな事業においては、既存制度の支援と緊密に連携しつつ、新たに参加支 援として、既存の地域資源と狭間のニーズを持つ者との間を取り持つ機能を創設すること等が求 められる。